

原発事故も隠蔽だらけの民主党が密かに進める「反情報公開」推進法を許してはならない 『運命の人』のモーテルが警告！ 悪魔の「秘密保全法

元毎日記者・西山太吉氏



▼いずれも当時の佐藤栄作首相(左)とニクソン大統領が首脳会談で、沖縄返還を協議した(1969年11月)



現在、放送中の山崎豊子原作のドラマ「運命の人」(TBS系)。71(昭和46)年の沖縄返還協定の際、実際に起きた「沖縄密約事件」がモデルになっている。当時の佐藤栄作内閣が、米国が支払うはずの土地の原状回復費用40万ドル(当時の時価で12億円)を肩代わりする密約を交わした事実を示す極秘電文のコピー。これを毎日新聞政治部の記者が、外務省の女性職員から「情を通じて」、つまり男女関係を利用して入手したと司法は判断した。その後、コピーは社会党議員の手に渡り、その現物が国会で密約違反の材料に使われたことで、記者と女性職員は国

家公務員法違反容疑で逮捕されたのだ。「取材はすべて教唆、つまりそそのかしを伴います。公共の利益のため、皆に知らせなくてはいけない」という取材であればあること、教唆性、扇動性を持つ。それを少しでもやれば凍されるというのであれば、取材などできない。官僚の言いなりになる。情報をいただけないでしょうか」「ダメです」「では帰ります」などという取材はありえないのですから」「慣るのは、ドラマのモデルとなつた元毎日新聞記者の西山太吉氏(80)だ。10年に外務省の有識者委員会が正式に認めた通り密約は存在した(西山氏は

象の射程に置かれてしまうのです」

昨年の原発事故の際、政府はSPREE-D-1(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)による放射性物質の拡散情報を国民より先に米政府に提供了。その上、情報開示の遅れを「無用な混乱を避けるため」と居直った。秘密保全法ができるば、国民の生命の安全に関する失政も隠蔽しやすくなる。

では、秘密保全法のある世の中で、これまで通り取材活動で権力による無法を明るかにできるのだろうか。秘密保全法に詳しいある弁護士が事例を挙げた。

「03年に鹿児島県で起きた志布志事件で

密約文書の開示を求めた裁判で上告中(中)。政権が「不都合な真実」を隠した事実が判明したのに、今再び、西山氏のような取材者が逮捕される可能性が高まっている。野田佳彦内閣が法案提出に向けて準備を進める「秘密保全法案」が成立すれば、政府が「特別秘密」と定めた情報について、内部告発しても、取材しても、報道をしても、懲役5年以下または10年以下の処罰の対象になるというのだ。

この法案の問題点に、政府が何を「特別秘密」とするか、がある。上智大学文学部新聞学科の田島泰彦教授が解説する。「防衛、外交に関する機密の他、「公共の安全と秩序の維持」まで含んでいます。これは警察情報を意味するだけでなく、原発に関する事故や問題も含む」となる。しかも単に情報が秘匿されるだけでなく、メディアの関係者ばかりか、市民団体の調査研究という行為までも処罰対象の射程に置かれてしまうのです」

「取材はすべて教唆、つまりそそのかしを伴います。公共の利益のため、皆に知らせなくてはいけない」という取材であればあること、教唆性、扇動性を持つ。それを少しでもやれば凍されるというのであれば、取材などできない。官僚の言いなりになる。情報をいただけないでしょうか」「ダメです」「では帰ります」などという取材はありえないのですから」「慣るのは、ドラマのモデルとなつた元毎日新聞記者の西山太吉氏(80)だ。10年に外務省の有識者委員会が正式に認めた通り密約は存在した(西山氏は